



令和3年 第2回
本別町議会臨時会会議録

自 令和3年 4月27日
至 令和3年 4月27日

本別町議会

令和3年本別町議会第2回臨時会会議録

令和3年4月27日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5		梅村智秀議員に対する懲罰の件
日程第 6	議案第 3 1 号	令和3年度本別町一般会計補正予算（第1回）について
日程第 7	議案第 3 2 号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 8	認定第 3 3 号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について
日程第 9	同意第 3 号	教育委員会教育長任命について同意を求める件
日程第 10	同意第 4 号	固定資産評価員選任について同意を求める件
日程第 11		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5		梅村智秀議員に対する懲罰の件
日程第 6	議案第 3 1 号	令和3年度本別町一般会計補正予算（第1回）について
日程第 7	議案第 3 2 号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 8	議案第 3 3 号	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について
日程第 9	同意第 3 号	教育委員会教育長任命について同意を求める件
日程第 10	同意第 4 号	固定資産評価員選任について同意を求める件
日程第 11		議員派遣の件

○出席議員（11名）

議長 12番 高橋利勝 副議長 11番 藤田直美

1 番	水 谷 令 子	2 番	柏 崎 秀 行
4 番	石 山 憲 司	5 番	篠 原 義 彦
6 番	大 住 啓 一	7 番	山 西 二 三 夫
8 番	黒 山 久 男	9 番	方 川 一 郎
10 番	阿 保 静 夫		

○欠席議員（0名）

○除名議員（1名）

3 番 梅 村 智 秀（地方自治法第135条第1項第4号の規定による除名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫	副 町 長	大 和 田 収
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	村 本 信 幸
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	中 川 雅 之
住 民 課 長	長 屋 和 幸	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長	坪 忠 男	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也
老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長	松 本 秀 規
総 務 課 主 幹	上 原 章 司	企 画 振 興 課 主 幹	小 川 芳 幸
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄	総 務 課 主 査	石 川 雅 康
教 育 長	佐々木 基 裕	教 育 次 長	阿 部 秀 幸
社 会 教 育 課 長	高 橋 優	農 委 事 務 局 長	倉 崎 景 一
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	三 品 正 哉	総 務 担 当 主 査	越 後 忠
総 務 担 当 主 事	今 井 綾 香		

開会宣告（午前10時02分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和3年第2回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤田直美議員、篠原義彦議員及び柏崎秀行議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

監査委員から令和3年1月分及び2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、報告をいたします。新型コロナ感染症につきましては、緊急事態宣言解除後の感染の再拡大、変異株による感染の増加など、全国的に予断を許さない状況が続いております。このような状況の中で、すでに先行接種が始まっている医療従事者に続き、4月12日から国内一部地域において、高齢者に対するワクチン接種が始まりました。本町におきましても、令和3年1月15日に新型コロナウイルスワクチン接種推進チームを設置をし、3月15日

には接種予約コールセンターを開設して町民からの問い合わせに対応するとともに、町広報紙などで段階的に周知を図るなど、国の方針に基づき円滑なワクチン接種に向けた体制作りを進めてきたところであります。当初から、当初国からのワクチン供給の予定が示されず、接種スケジュールが立てられない状況でありましたが、3月12日付で国から発出された4月26日の週に各自治体に1箱975回分が供給をされ、5月10日の週以降は市町村の事情に応じて順次ワクチンを出荷する旨の通知がありました。それを受けまして、4月16日に対象となる方に対し、接種券、予診券票などを発送して4月19日から接種予約コールセンター並びに予約サイトにおいて順次申し込みを受け付け、5月10日から国が示す優先順位に従い、令和3年度中に65歳以上になる方へのワクチン接種を開始することとしてるところであります。4月25日までの申し込みの状況であります。電話予約が1,345件、予約サイトからが251件の計1,596件でおおむね順調にスタートしていると考えております。安全かつ円滑なワクチン接種に向けて、町国保病院をもとより、全町的な連携協力のもとワクチン接種事業に全力を注ぐ所存でありますので、議員各位の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、新型コロナウイルスワクチンの接種事業についての行政報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 梅村智秀議員に対する懲罰の件

○議長（高橋利勝） 日程第5 梅村智秀議員に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、梅村智秀議員の退場を求めます。

（梅村智秀議員 退場）

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時07分 休憩

（議案配布）

午前10時09分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会大住啓一委員長、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 懲罰特別委員会の審査報告をいたします。地方自治法第135条第2項及び本別町議会会議規則第110条の規定に基づき、懲罰動議が提出されたことにより、設置された懲罰特別委員会に付託を受けました、梅村智秀議員に対する懲罰の件について、審査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査の結果。懲罰を科すものと認める。

2、処分の種類。地方自治法第135条第1項第4号による除名。

3、審査の経過。本委員会を3回開催し、付託動議の審査を行なった。第1回令和3年3月22日正副委員長の選出。第2回令和3年4月16日委員会の運営方法、動議提出者への質疑、委員討議及び採決。第3回令和3年4月27日秘密会の取り扱い。

4、委員会構成。委員長大住啓一、副委員長方川一郎、委員黒山久男、委員篠原義彦、委員柏崎秀行、委員水谷令子。

5、結果理由。

懲罰動議の提案理由である、3月22日開催の本会議において議決された陳謝文の朗読について、議長の命に従わず、陳謝文の朗読を拒否した行為は、地方自治法第129条及び本別町議会会議規則102条に抵触する議会の秩序、品位を低下させる行為として処分の対象となり得るかについて審査しました。

まず、本事案が懲罰の対象となるか否かについて審査しました。

3月22日に議決された陳謝文については、前回の懲罰特別委員会において、本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会における資料についてSNSに投稿したことを起因とし、当該特別委員会と本別町国民健康保険病院との関係が損亡され、当該委員会における議事運営を阻害したものについて審査し、結果、公開の議場における陳謝の懲罰が科されたものであり、陳謝文の内容は、単に事態の真相を告白し、陳謝の意を表明するに止まる程度の内容であり、法令等に何ら違反のない陳謝文の朗読を拒否し、議会における議決事項を反故にしたことは、地方自治法第134条及び本別町議会会議規則第113条に規定する議会が行なう懲罰権に違反する行為であると認定し、これに伴い、地方自治法第129条及び本別町議会会議規則102条に規定する議会の秩序、品位を低下させる行為であると判断しました。また、懲罰特別委員会において弁明の機会を与えるもこれに出席せず意思表示を行なわなかったことは、懲罰動議の内容について反論がないものと捉え、懲罰について科されるべきものであるとの結論に至りました。

次に、懲罰の対象であることから、懲罰の種類について審査しました。

今回の梅村智秀議員の行為については、議会という機関が為した適法な意思決定を無視し、さらには、陳謝の朗読を拒否する際、議長から発言の許可を受けていないにも関わらず発言を継続させた行為は、本別町議会会議規則第104条に定める議事妨害の禁止に抵触するものであるとともに、議会軽視の行為であることは明白であります。

また、これまでも議会の自主的かつ自律的な解決方法として、梅村智秀議員には議長又は委員長からの注意喚起を行なっているものの、議会運営への理解もなく、本懲罰特別委員会設置の端緒となった前懲罰審議における弁明においても、事実と確認し難い経緯についての言及を行なうなど、独善的な態度に終始しており、さらには、一連の懲罰動議の発端ともなったSNSの利用にあっては、議会内外において知りえた情報を基に、SNSにおいて事実無根の内容や侮辱に類する投稿がなされているにも係わらず、何ら反省の態度を示さない対応は、住民を代表する町議会議員として、さらには、「インターネットによる誹謗中傷を防止する対策を求める意見書」について全会一致で可決し、国に対して提出している本別町議会としても、選良とは言い難いと断じざるをえないものと判断しました。

これまでの行動歴を鑑み、公開の議場における陳謝や一定期間の出席停止の処分としたとしても、その後の改善について期待されるものがなく、本別町議会の秩序を維持し、品位を保つため、又議会に対する町民からの信頼を回復させ、円滑で能率的な議会運営

を図るためには、これ以上、梅村智秀議員を町議会議員として続投させることは困難であると考え、議員としての身分を失わすことになるが、議員として著しく資質を欠いていると判断し、懲罰の中で最も重たい処分に当たる除名が妥当であるとの結論に至りました。

以上のことから、地方自治法第135条第1項第4号による除名の懲罰を科するのが相当であると判断しました。

○議長（高橋利勝） 次に、梅村智秀議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

これを許すことに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議ありという声があります。

柏崎議員、理由を説明してください。

○2番（柏崎秀行） ただ今議長から異議ありの真意はどのことで発言を求められました。お話しします。

梅村議員におかれましては、懲罰委員長の報告書にもあったとおり、弁明の機会を何度も与えているにも関わらず出席しなかったという経緯がございます。よって、報告がなされなかったこの場における弁明は必要がないという判断に至ったので異議ありということに発言をされました。

○議長（高橋利勝） 異議ありということでございますので、起立によって採決をします。

この申し出に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今の件については異議ありという声がありましたので、この件については起立によって採決します。この申し出に賛成の方は起立願います。

（発言する者あり）

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

もう一度申し上げます。

異議がありましたので起立によって採決します。

ここで梅村議員の申し出に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者1人。

よって、起立少数です。

お座りください。

したがって、梅村智秀議員の一身上の弁明の申し出に同意することは否決されました。

これから質疑を行ないます。

委員長報告に対して質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから梅村智秀議員に対する懲罰の件についてを採決します。

本件に対する委員長報告は梅村智秀議員に除名の懲罰を科すことです。

議員の除名の評決については地方自治法第135条第3項の規定によって、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。出席議員は12人であり、議員の3分の2以上です。また、出席議員の4分の3は9人となります。この採決は会議規則第82条の規定により、投票によることとします。会議規則第83条の規定により記名による投票とします。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(高橋利勝) ただ今の出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、山西二三夫議員及び石山憲司議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。なお重ねて申し上げます。投票中、白票など賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。繰り返して申し上げます。本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。投票中、白票など賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋利勝) 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行ないます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○**議会事務局長（三品正哉）** それでは読み上げをいたします。

1番、水谷令子議員。2番、柏崎秀行議員。4番、石山憲司議員。5番、篠原義彦議員。6番、大住啓一議員。7番、山西二三夫議員。8番、黒山久男議員。9番、方川一郎議員。10番、阿保静夫議員。11番、藤田直美副議長。12番、高橋利勝議長。

以上、終わります。

○**議長（高橋利勝）** 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋利勝）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行ないます。

山西二三夫議員及び石山憲司議員、開票の立ち合いをお願いいたします。

（開票）

○**議長（高橋利勝）** 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成11票、反対0票です。

ただ今の投票の結果、賛成者は4分の3以上です。したがって、梅村智秀議員に除名の処分を科すことは可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

梅村智秀議員の入場を求めます。

（議場開鎖）

（梅村智秀議員 入場）

○**議長（高橋利勝）** ただ今の議決に基づき、これから梅村智秀議員に懲罰の宣告を行ないます。

梅村智秀議員の起立を命じます。

梅村智秀議員に除名の懲罰を科します。

梅村智秀議員の退場を命じます。

（梅村智秀議員 退場）

◎日程第6 議案第31号

○**議長（高橋利勝）** 日程第6 議案第31号 令和3年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○**総務課長（村本信幸）** 議案第31号令和3年度本別町一般会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施による増額補正が主なものとなっております。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,057万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,140万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、8目企画費678万2,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出機会の減少や日常生活等で交通手段の確保が課題となっている高齢者等に対し、ハイヤー利用料金の助成を行なう高齢者等生活交通支援事業にかかる経費を計上するものであります。

下段の3款民生費、3項児童福祉費、3目特別保育費、17節備品購入費、保育所備品エアコン52万円の増額補正は、勇足へき地保育所に新型コロナウイルス感染予防のため設置するものであります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費、消耗品費管理用747万7,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対策経費として、ペーパータオル、消毒液、ビニール手袋などを購入するものであります。

その下、2目母子保健費、18節負担金補助及び交付金、補助金新生児臨時給付金10万円の増額補正は、令和3年1月26日臨時会第1回で議決いただきました補正予算(第20回)において、国の特別定額給付金の基準日令和2年4月27日の翌日以降から令和3年4月1日特別定額給付金対象者と同学年までに生まれた新生児に対して新生児臨時給付金を給付することといたしましたが、4月1日にお1人お生まれになったことから、令和3年度で補正を行なうものであります。

その下、3目予防費、12節委託料業務委託料、予防接種技術1,093万円の増額補正は、5月10日から始まります令和3年度中に65歳以上になられる方、昭和32年4月1日以前生まれの方に係る新型コロナウイルスワクチン接種2,400人2回接種分を計上するものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金中、補助金新型コロナウイルス緊急対策支援事業1,000万円の増額補正は、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業を営む事業者の経営安定化と事業継続を図るため、売上減少額に応じた緊急対策支援事業を実施するものであります。

次の地域経済持続化支援キャッシュレス化推進事業430万円の増額補正は、コロナ禍における新しい生活様式への対応として、町内におけるキャッシュレス決済の普及推進と消費喚起を行なうため、ポイント付与サービスを実施するための費用について、ほんべつポイントカード協同組合に対し補助するものであります。

次の地域経済持続化支援感染症予防設備導入支援事業410万円の増額補正は、北海道スタイルを促進し、感染拡大防止を図るため、飛まつ防止用遮蔽板及び換気型空調

機器設置のための費用を助成するものであります。

次の本別町版G o T oテイクアウト普及推進事業200万円の増額補正は、コロナ禍における飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業に対する支援事業としてテイクアウト、持ち帰り用チケットを販売するものであります。

次の雇用安定化支援事業630万円の増額補正は、今年3月から4月の消費繁忙期において、コロナ禍の影響により売り上げ減少率が著しかった事業者に対し補助金を交付し、雇用の確保と事業所の維持を図るものであります。

次の販売促進折込助成事業140万円の増額補正は、消費購買額の増加を図るため各事業所が行なう販売促進チラシ等の折り込み費用について助成するものであります。

下段の10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、17節備品購入費345万円の増額補正は、国の進めるG I G Aスクール構想に基づき整備しました児童用タブレットの充電保管庫を設置するもので、本別中央小学校13台、勇足小学校3台、仙美里小学校3台となっております。

下段の3項中学校費、2目教育振興費、17節備品購入費199万7,000円の増額補正は、国の進めるG I G Aスクール構想に基づき整備いたしました生徒用タブレットの充電保管庫を設置するもので、本別中学校7台、勇足中学校4台となっております。

以上で歳出を終わりました、予算書の3ページ、4ページにお戻りください。

1、歳入ですが、10款1項1目1節地方交付税8万4,000円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

下段の14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1,206万8,000円の増額補正は、歳出で説明いたしましたワクチン接種事業に対する負担金であります。

下段の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,697万6,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました高齢者等生活交通支援事業、新型コロナウイルス緊急対策支援事業、タブレット充電保管庫購入など、感染症対策、地域経済持続化支援事業等に充当するものであります。

下段の18款繰入金、2項基金繰入金、13目1節個性あるふるさとづくり基金繰入金10万円の増額補正は、歳出で説明いたしました新生児臨時給付金に充当するものであります。

下段の20款諸収入、4項1目7節雑入高齢者等生活交通支援事業利用者負担金135万円の増額補正は、歳出で説明いたしましたハイヤー利用助成券交付にかかる利用者一部負担金であります。

以上、令和3年度本別町一般会計補正予算（第1回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 歳出の6ページですが、6ページの18節の負担金補助及び交付金のところで、4月1日生まれの新生児の方がいらっしゃったということで計上されていますけれども、年度内の本町のこの制度における支給総人数を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは私のほうから説明させていただきます。

令和2年度中の対象者として給付をした人数が32名になります。それで令和3年度、今回の1名を対象といたしまして、トータル33名になるところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 3款民生費、3項児童福祉費特別保育費の中のエアコンの関係なんですけども、このエアコンの機能について、換気型ですとかウイルスバスターとか大変いろいろ機能がついているものが多いと聞いておりますが、その機能についてと、利用するにあたって温度設定などどのような利用になるのか、どういうお部屋に付くのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えをいたします。

機能は換気型を利用します。勇足へき地保育所、午睡の際、それぞれ保育室で今お昼寝をしていたんですけども、コロナ以降大きな部屋、遊戯室を利用しています。昨年の夏、少し暑いということがございまして、今回夏に間に合わせるように換気型のエアコンを入れて、温度設定は寝る時間ですからあまり冷やすことなく寝やすい温度に設定していきたいと考えています。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 温度設定については特別設けていないということで、午睡の時間だけ使うこととなるのでしょうか。これをつけるにあたって、子どもたちのマスクの利用に変化があるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えをいたします。

設置する場所は一番大きな部屋、遊戯室でございます。マスクは、勇足へき地保育所必ずつけてもらいたいということで、3歳以上は全員マスクを装着しております。2歳児数名いるんですけども、少しずつ慣れてきてマスクをつけていただいております。午睡のときのマスクは外しております。以上であります。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 親御さんの中では、マスクをつけることで発達に心配があるみたいな思いを抱いている親御さんもいるようなので、マスクは付けていただきたいというお願いということで、親御さんだとか子どもの特性によって3歳以上であってもつけないことも可能であるということによろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 基本的にはつけていただいております。ただ、特性的に無理な場合にはそれは強制ではしておりません。子どもたち、保護者のほうからお聞きをしながら、それぞれ進めております。以上であります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号令和3年度本別町一般会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号令和3年度本別町一般会計補正予算（第1回）については原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

◎日程第7 議案第32号

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第32号 本別町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 議案第32号本別町税条例等の一部改正について提案内容を説明いたします。

今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布されたことに伴うものです。

それでは、改正の概要について説明させていただきます。

まず、固定資産税についてです。宅地等及び農地の負担調整措置を令和3年度から令和5年度までの間継続するもので、その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般において、大きく環境が変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く措置を講じる内容となっています。

次に、軽自動車税につきましては、燃費性能がより優れた軽自動車の普及を促進するため、2030年、令和12年度、燃料基準により税率区分を見直した上で、2年間の激変緩和措置を講じ、また環境性能割の臨時的軽減については、適用期間を9カ月間延長し、令和3年12月31日まで取得したものを対象とする内容となっています。

住民税につきましては、消費税増額に伴い、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住用家屋を取得し、住宅借入金等があり、控除期間3年間延長特例の適用を受けている人のうち、当該年度分の所得税額を控除した残額がある場合については、翌年度の住民税において控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。また、令和6年度からの個人住民税に適用する、均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる国外居住扶養親族について、留学により国内に住所及び居住をしていない人、障がい者、生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人を除く30歳以上70歳未満の非居住者を対象外とするものです。

退職所得課税の適正化では、令和4年1月1日以降に支払われるべき退職金について、役員等でない勤続5年以下である人に支払われる場合、退職所得控除後の金額が300万円を超える部分について2分の1課税の適用が廃止されます。

納税環境の整備に関することについては、令和5年度以降に拡大する地方税共通システムの対象税目が固定資産税・軽自動車税に拡大されること、また、令和6年度からの個人住民税に適用するエルタックスを経由して給与所得に係る特別徴収義務者に対して磁気的な方法により情報提供することができる内容となっています。

以上で改正案の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) ただ今大住議員から説明を省略することの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので、成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり説明省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号本別町税条例等の一部改正について説明省略をすることの動議は可決されました。

これから質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号本別町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号本別町税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第33号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第33号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 議案第33号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について提案内容を説明いたします。

はじめに、改正の概要について御説明いたします。

この条例は令和2年6月17日施行され、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間、新型コロナウイルス感染症により、経済活動へ大きな影響が出ている状況を受け、国民健康保険税の減免を実施しておりましたが、引き続き令和4年3月31日まで減免措置を行なうものです。

減免の対象は、新型コロナウイルス感染症により主たる生計を維持する方が死亡、または重篤な傷病を負った世帯、または主たる生計を維持する人が、令和2年に比べ3割以上減収する見込みのある場合は軽減又は免除を行なうものです。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

第2条第2号中「令和元年中」を「令和2年中」に改める。

第3条第1項中「令和2年2月1日」を「令和3年4月1日」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

議案第33号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 同意第3号

○議長（高橋利勝） 日程第9 同意第3号 教育委員会教育長任命について同意を求める件を議題とします。

暫時休憩をします。

午前11時19分 休憩

（佐々木教育長 退席）

午前11時20分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第3号教育委員会教育長任命につきまして同意を求める件について提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長として中川郡本別町〇〇〇〇〇〇にお住いの佐々木基裕さんを人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第3号教育委員会教育長任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第3号教育委員会教育長任命について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

(佐々木教育長 復席)

午前11時22分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、佐々木教育長から発言を求められていますのでこれを許します。

佐々木教育長、御登壇ください。

○教育長(佐々木基裕)〔登壇〕 先ほど教育長としての御同意をいただき、引き続き重責ある教育長の職を務めさせていただくことになりました、佐々木でございます。

議長のお許しが出ましたので、一言御挨拶申し上げます。

本日は、人事案に御同意いただきましたことに心から厚くお礼申し上げますとともに、再び教育長として教育行政を担うことになりまして、その重責に身の引き締まる思いであります。

さて、近年は少子高齢化の進行、そして多様化、複雑化する社会情勢の中にあって、教育行政におきましても、数多くの課題を抱えているところでありますが、特に昨年2月以降は新型コロナウイルス感染症によりまして、学校の臨時休業を始め、学校行事や社会教育行事の中止、さらには各種施設の閉館を余儀なくされるなど、感染症拡大防止策を含め、大変厳しい対応が求められてきたところであります。このような状況の中で、保護者や町民の皆様、議会議員皆様の御理解と御協力をいただきながらできる限りの感染症対策と、子どもたちの学びの補償に向け、全力で取り組んでまいりました。今後におきましても、これらの経験を活かしつつ、皆様の声をしっかりと受け止めながら、新たな発想のもと、教育行政を推進してまいりたいと考えています。社会情勢は日々変化しておりまして、将来を予見しがたい時代に入っているとされておりまして、子どもたち一人一人がふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界に視野を広げ、新しい時代を主体的に切り開いていけるよう、人材育成に力を注ぐとともに、引き続き学校教育、社会教育の進行に努めてまいる所存であります。

結びになりますが、私と4人の教育委員、そして教育委員会事務局職員が一丸となり

まして、本町の教育と文化のさらなる発展を目指し全力を尽くしてまいることをお誓い申し上げ、あわせて町民の皆様、議会議員の皆様方の御協力、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます、同意いただきました感謝の意を表し、御挨拶とさせていただきます。今後どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

◎日程第 10 同意第 4 号

○議長（高橋利勝） 日程第 10 同意第 4 号 固定資産評価員選任について同意を求める件を議題とします。

暫時休憩をします。

午前 11 時 27 分 休憩

（長屋住民課長 退席）

午前 11 時 27 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 固定資産評価員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町固定資産評価員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの本町の住民課長であります長屋和幸さんを適任と判断し、選任いたしたく、地方税法第 404 条第 2 項の規定によって、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第 4 号固定資産評価員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者 10 人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第 4 号固定資産評価員選任について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定しました。

暫時休憩をします。

午前 11 時 29 分 休憩

（長屋住民課長 復席）

午前 11 時 29 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 1 1 議員派遣の件

○議長（高橋利勝） 日程第 1 1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 1 2 9 条の規定によって、お手元に配りました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 2 回本別町議会臨時会を閉会します。

ご苦勞様でした。

閉会宣告（午前 1 1 時 3 0 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 4月27日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 篠 原 義 彦

署名議員 柏 崎 秀 行